職長教育　及び　安全衛生責任者教育　再教育（能力向上教育）

職長に対して、法定の『職長等の教育』（労働安全衛生法第６０条）を修了後、定期的に（５年毎）に再教育を行うなどレベルアップをはかり、能力向上を充実することが義務づけられております。

（平成３年１月２１日付基発第３９号）

◎　職長・安全衛生責任者　再教育（能力向上教育）　建設業関係

当協会では、職長・安全衛生責任者再教育（能力向上教育）を開催しますので、この機会に受講されることをお勧めします。
受講された方には後日、修了証を交付します。（当日ではありません）

受講対象者　：　職長・安全衛生責任者教育を修了後、おおむね５年を経過した方（当協会以外の団体の修了証をお持ちの方も受講できます。）
申込のときに修了証の写しが必要です。

厚生労働省より新たにカリキュラムが示されましたので、当協会では平成２９年４月１日以降の講習より新しいカリキュラムで実施します。
（平成 29 年 2 月 20 日付　基発 0220 第 3 号に基づく教育）
（注意）製造業のカリキュラム（令和 2 年 3 月 31 日基発 0331 第 7 号）は含まれていません。

新カリキュラム

講　習　内　容　・　時　間	
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること ・建設業における労働災害発生状況 ・労働災害の仕組みと発生した場合の対応 ・作業方法の決定及び労働者の配置 ・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・異常時等における措置 ・安全施工サイクルによる安全衛生活動 ・職長等及び安全衛生責任者の役割	２時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること ・労働者に対する指導、監督等の方法 ・効果的な指導方法 ・伝達力の向上	１時間
危険性又は有害性等の調査等に関すること ・危険性又は有害性等の調査の方法 ・設備、作業等の具体的な改善の方法	３０分
グループ演習 ・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置 以上１項目以上実施	２時間 １０分
全　５時間　４０分	

◎　職長　再教育（能力向上教育）　製造業関係

製造業に係る事業者は、職長等に対し、新たにその職務につくこととなった後おおむね５年ごと及び機械設備等を大幅に変更したときに、職長等再教育（能力向上教育）を行うこととされています。
当協会では、通達（令和２年３月 31 日付け基発 0331 第７号）に基づき、製造業における職長に対する能力向上教育を実施いたしますので、ご案内いたします。

受講対象者
職長教育又は職長・安全衛生責任者教育を修了後、おおむね５年を経過した方。
お申込みの際、職長教育又は職長・安全衛生責任者教育の修了証の写しが必要です。

カリキュラム

講　習　内　容　・　時　間	
職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 基本項目 ・職長等の役割と職務 ・製造業における労働災害の動向 ・「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行うべき労働災害防止活動 ・危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・異常時等における措置 ・部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど） ・関係法令に係る改正の動向	２時間
専門項目 ・部下に対する指導力の向上（コーチング、確認会話など）	２時間
グループ演習 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	２時間
全　６時間	

修了証について
受講された方には、後日、修了証を交付いたします。（当日の交付はできません）

労 働 局 登 録 教 習 機 関
一般財団法人　労 働 安 全 衛 生 管 理 協 会
本部事務局　〒336 - 0017 さいたま市南区南浦和２ - 27 - 15（信庄ビル３階）
℡ 048-885-7773・ Fax 048-885-5738

日程、申込はホームページからお願いします。　http://www.roudouanzen.com